

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第30号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(16)</u> (略)</p> <p>(航空手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(応急防災等作業手当)</p> <p>第20条 応急防災等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法<u>(昭和36年法律第223号)</u>第23条の2第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、職員が、当該市町村の地域で重大な災</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 死体処理手当</u></p> <p><u>(4)～(17)</u> (略)</p> <p>(航空手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(死体処理手当)</u></p> <p>第4条の2 <u>死体処理手当は、職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他人事委員会規則に定めるものに対処するため死体の収容等の作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,000円（心身に著しい負担を与える</u> <u>と人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）とする。</u></p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(応急防災等作業手当)</p> <p>第20条 応急防災等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、職員が、当該市町村の地域で重大な災害が発生した危険な箇所又</p>

害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所で、人事委員会規則で定める期間内に災害状況の調査、巡回監視又は応急的な工事の監督、測量等の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき710円（応急的な工事の監督、測量等の作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。

附 則

（東日本大震災に対処するための応急防災等作業手当の特例）

4 第20条の規定によるほか、職員が、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため、原子力災害対策特別措置法（平成

は発生するおそれの著しい危険な箇所で、人事委員会規則で定める期間内に災害状況の調査、巡回監視又は応急的な工事の監督、測量等の作業に従事したとき。

(3) 前2号に規定する作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる場合 710円（応急的な工事の監督、測量等の作業に従事した場合にあっては、1,080円）

(2) 前項第3号に掲げる場合 1,080円を超えない範囲内で、人事委員会が定める額

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定する作業又は同項第3号に規定する作業のうち同項第2号に規定する作業に相当する作業（以下これらを「第20条第1項第2号作業」という。）が次に掲げる場合に該当するときの第1項の手当の額は、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に、作業に従事した日1日につき当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(1) 当該作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合

(2) 当該作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合

附 則

（東日本大震災に対処するための応急防災等作業手当の特例）

4 第20条の規定によるほか、職員が、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため、原子力災害対策特別措置法（平成

11年法律第156号) 第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第63条第1項の規定により設定された警戒区域その他の人事委員会規則で定める区域において行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき20,000円を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額の応急防災等作業手当を支給する。

- 5 第20条第2項の規定にかかわらず、職員が東日本大震災に対処するため同条第1項第2号に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項の規定による額に、同項に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

11年法律第156号) 第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により設定された区域のうち人事委員会規則で定める区域において行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき6,600円を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額の応急防災等作業手当を支給する。

- 5 第20条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が東日本大震災に対処するため第20条第1項第2号等作業に引き続き5日以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(特定大規模災害に対処するための死体処理手当の特例)

- 6 第4条の2第2項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため第4条の2第1項に規定する作業に従事した場合において人事委員会が定めるときの死体処理手当の額は、作業に従事した日1日につき、2,000円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)とする。

(原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための応急防災等作業手当の特例)

- 7 第20条の規定によるほか、職員が、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定する

原子力緊急事態宣言があった場合に対処するため、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する同法第2条第4号に規定する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内その他人事委員会規則で定める区域において行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき40,000円を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額の応急防災等作業手当を支給する。

(特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例)

8 第20条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が特定大規模災害に対処するため第20条第1項第2号等作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。